

岐共第129号
令和4年9月28日

共同募金会各支会・分会・共同募金委員会
事務局 局長 様

社会福祉法人岐阜県共同募金会
事務局 局長
<公 印 略>

公益財団法人車両競技公益資金記念財団が実施する令和4年度・第2回
ボランティア活動推進事業の助成申請の取りまとめ及び推薦について

平素から共同募金運動には格別のご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の財団においては、社会福祉のボランティア活動を積極的に支援するための助成事業を行うことになりました。

つきましては、ご多用のところ恐縮に存じますが、貴会管内において活動されているボランティア団体の活動に直接必要な機材整備事業の助成希望がありましたら、下記により申請を受け付けますので、該当のボランティア団体への申請の手続き等についてご指導いただくとともに、申請書を取りまとめのうえ、令和4年10月31日（月）までに本会へ推薦していただきますようお願いいたします。

記

1. 助成対象団体

福祉を目的として設立された5名以上で構成されているボランティア団体で、過去2年にわたって活動が継続され、かつ相当な活動実績があり、活動基盤が整備されている福祉ボランティア団体を対象とする。ただし、社団法人、財団法人、社会福祉法人は対象とはなりません。

また、過去2か年度以内にこの助成を受けた団体、所属支会・分会・共同募金委員会の推薦のない団体も対象とはなりません。

2. 助成対象事業

ボランティア活動に必要な各種器材の整備事業

高齢者、心身障害児者に対する直接のボランティア活動に必要な器材の整備事業（総事業費が5万円を超えるもの）とし、その効果・必要性が明らかな事業を対象とする。

【対象となる事業の例】

- 高齢者との生活交流ボランティアが料理の調理交流で使用するガスコンロの整備事業
 - 理容ボランティアが使用するシャンプー台の整備事業
 - 視覚障害者のための点訳・音訳ボランティアが使用する点字プリンター、カセットプリンターの整備事業
- （注）点訳・音訳物が行政の広報物のみの場合、機器は行政が整備すればよいと判断されますので、申請書の書き方にご留意ください。
- 聴覚障害者のための要約筆記ボランティアが使用する要約内容掲示用プロジェクターの整備事業
 - 障害児者のための音楽療法ボランティアが使用する楽器の整備事業

【対象とならない事業の例】

- 団体の本来事業として当然整備されるべきものと考えられるもの
（作業所で使用する作業訓練機器整備事業 等）
- 高齢者・障害児者に対する直接のボランティア活動に使用するものでないもの
（高齢者体験事業に使用する高齢者疑似体験用具整備事業 等）
- 団体が施設等での慰問コンサートに使用する楽器整備事業
- 車椅子ダンス団体の会員が使用するダンス用車椅子整備事業
- 汎用事務機器（コピー機等）の購入事業
- 車両整備事業

3. 助成金限度額及び助成率

90万円を限度に事業費の9/10とする。

（助成金交付申請額は百円単位とし、事業費に助成率を乗じて得た金額の百円未満は切り捨てること。）

4. 助成事業の実施期間

助成金交付決定後に事業を実施し、令和5年5月31日までに完了すること。

5. 申請手続き

(1) 申請書

別紙「高齢者、障害者等の支援を目的とするボランティア活動に対する助成事業 実施計画申請書」を正本・副本計2部郵送すること。また、**申請書のExcelデータも併せて提出**いただきますようお願いいたします。（メールアドレスは(3)の申請書提出先に記載）

なお、申請書に記入すべき事項について「別紙参照」とすることは認められないので留意すること。

※添付書類

- ①法人格を有する団体の場合
- ア. 定款または寄付行為
 - イ. 役員名簿
 - ウ. 法人のパンフレット
 - エ. 令和3年度事業報告書・決算書
 - オ. 令和4年度事業計画書・予算書
 - カ. 購入機器の複数（2社以上）の見積書の写
 - キ. 購入機器の商品カタログ
- ②ボランティア活動団体
- ア. 団体の会則、規約
 - イ. 会員名簿
 - ウ. 団体のパンフレット
 - エ. 令和3年度事業報告書・決算書
 - オ. 令和4年度事業計画書・予算書
 - カ. 購入機器の複数（2社以上）の見積書の写
 - キ. 購入機器の商品カタログ

(2) 申請受付期間 令和4年9月27日（火）から同年10月31日（月）まで

(3) 申請書提出先 社会福祉法人岐阜県共同募金会（担当：細野）
〒500-8385
岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福祉・農業会館内
メールアドレス：hosono@gifu-akaihane.or.jp

6. 留意事項

- (1) 資金には限りがあるため、必ずしも助成されるとは限りません。
- (2) 申請書に記入する基本的事項は「別紙参照」とすることは認められませんので、確実に申請書に記入すること。
- (3) 支会・分会・共同募金委員会から推薦のない団体からの申請書については、受付をいたしませんので、取りまとめた申請書の本会への送付にあたっては、申請内容等をご検討いただき、支会・分会・共同募金委員会の代表者名で推薦する旨を提出文書に記載のうえ、提出していただきますようお願いいたします。